



令和2年度 屋外タンク実務担当者講習会

事故防止調査研修センター

昭和52年（1977年）の消防法改正により、特定屋外タンク貯蔵所の基準が大幅に整備され、開放点検等が義務付けられてから既に40年以上経過いたしました。この間、地震災害や設備の経年劣化等が要因となり、火災、爆発、流出等の事故が何度となく発生いたしました。その都度、これらの事故を教訓に屋外貯蔵タンクの技術基準が見直され、安全対策等の整備が進められてきました。

また、近年、高度経済成長期に建設された屋外タンク貯蔵所などは、老朽化が進み維持管理のあり方が課題となっており、さらにソフト面では、保安の確保や技術の伝承が重要な課題となっております。

本講習会は、これらの課題を踏まえ、技術基準の重要性と安全を重視した維持管理のあり方に焦点を当て、事例等に基づいた実務的な要素を取り入れ、適切な審査等に関する知識・技術を習得していただくことを目的として開催しております。

なお、本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、Web 配信（2/1-3/31）により開催しており、屋外タンク貯蔵所を保有する事業所、タンクメーカー、非破壊検査会社及び消防機関等の屋外タンク貯蔵所に係る業務に携わる方など、合計253名の方々からお申し込みいただきました。本年度の講習は、次に示す3つのテーマについて行いました。その概要を紹介します。

1 屋外貯蔵タンクに係る基準の概要

消防法における屋外貯蔵タンクの基準は、過去の災害等を踏まえて整備されており、タンクの容量や設置時期等によって異なります。この屋外貯蔵タンクの基準について、昨年改正された水張試験に関する基準の特例を含め、新たに屋外タンクの実務に携わることになった方にも理解しやすいように分かり易く解説いたしました。

2 特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根の点検及び水張試験の合理化に係る技術援助

総務省消防庁から「浮き屋根の事故防止に関するガイドライン」が発出され、事業者自らが行う浮き屋根の点検について第三者機関の確認を受けたタンクは、供用中に何らかの理由で微少漏洩した場合に仮補修を実施した上で継続使用できるようになりました。

また、タンク底部溶接線の補修については、破壊力学に基づいたシミュレーション等の要件を満たすこと等を確認することで水張試験を実施しないことが可能です。これらを踏まえ、協会では特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根の点検に係る評価及び水張試験の合理化に関する技術援助業務を行っています。協会で評価を行った事例の紹介と技術援助を委託する際の留意事項について解説いたしました。

3 屋外貯蔵タンクの開放点検状況等について

協会では市町村長等からの委託を受けて特定屋外貯蔵タンクの保安審査等の現地審査を実施しており、審査の際には検査記録等によりタンクの開放点検状況（検査方法、腐食状況、補修内容等）の確認をしています。また、協会では現地審査の際に得た開放点検結果をデータベース化しタンク個々の補修状況等をまとめておりますので、最近の開放点検状況等について紹介いたしました。